

狛江市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、狛江市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、地域活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための市の措置（狛江市安心で安全なまちづくり基本条例（平成24年条例第18号。以下「基本条例」という。）第12条第1項第2号の規定に基づく措置を含む。）等を定めることにより、市民の安心で安全な生活を確保するとともに、事業活動（地域活動を含む。以下同じ。）の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - イ 暴力団員を雇用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - エ 暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 市民 基本条例第2条第1号に規定する市民をいう。
- (5) 地域活動団体 基本条例第2条第2号に規定する地域活動団体をいう。
- (6) 事業者 基本条例第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (7) 学校等 基本条例第2条第5号に規定する学校等をいう。
- (8) 青少年 18歳未満の者（基本条例第2条第6号に規定する児童等を含む。）をいう。
- (9) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等及び警察その他の関係機関（以下「警察等」という。）の連携及び協力により推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民及び事業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、自主的に、かつ、相互に連携して暴力団排除活動に取り組むとともに、市及び警察等が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力する等、積極的な役割を果たすものとする。

2 地域活動団体は、市及び警察等が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するとともに、市民及び事業者が自主的に、かつ、相互に連携して暴力団排除活動に取り組むことができるよう積極的な役割を果たすものとする。

(不当な要求に対する措置)

第6条 市は、暴力団関係者から市の職員に対して不当な要求があったときは、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務事業における措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。）は、市が設置する公の施設の利用について、当該利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(研修等)

第9条 市は、暴力団排除活動に関する知識を集積するため、市の職員に対し、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第11条 市は、市民等が自主的に、かつ、相互に連携して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察等と連携し、市民等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する措置等)

第12条 青少年の教育又は育成に携わる者（学校等を含む。以下同じ。）は、青少年に対し、暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう指導、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、教育委員会及び警察等と連携し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の安全確保のための措置)

第13条 市は、市民等が暴力団排除活動に取り組むこと等により暴力団若しくは暴力団員から危害を受けるおそれがあると認めるとき、又は暴力団員の祭礼、興行その他の公共の場所における行事への関与その他の暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、市民等に迷惑をかけ、若しくは危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、市の区域を管轄する警察署長に対し、市民等の安心で安全な生活等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し必要な準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。